

- 「令和5年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について

令和5年2月21日事務連絡

農村振興局整備部設計課課長補佐（積算基準班担当）・
（施工基準班担当）から各地方農政局農村振興部設計課
長及び沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長あて
（国土交通省北海道開発局及び北海道知事は参考送付）

今般、「令和5年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」（令和5年2月21日付け4農振第2819号農村振興局長通知）により、令和5年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「『令和5年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和5年2月21日付け4農振第2820号農村振興局整備部長通知。以下「特例措置通知」という。）が発出されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏なきよう適切に措置されたい。

1 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事、業務について

令和5年3月1日以降に契約を締結する工事、測量・建設コンサルタント業務等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）令和5年3月1日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和5年3月1日以降に入札書提出期限日（プロポーザル方式においては見積合せの日をいう。以下同じ。）を設定している工事、測量・建設コンサルタント業務等については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、その旨を競争参加者に対し、入札説明書等において周知すること。

ただし、上記により難しいものにあつては、「令和4年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」（令和4年2月24日付け3農振第2502号農村振興局長通知）により令和4年3月から適用した技術者基準日額又は労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算できるものとし、競争参加者に対し、次のア及びイの事項を入札説明書等において周知すること。

- ア 発注者は、旧労務単価を適用して予定価格を積算していること。
- イ 特例措置通知第2の(1)に基づく対応が可能となる場合があること。

- (2) 令和5年2月28日以前に入札書提出期限日を設定しているもの
旧労務単価を適用して予定価格を積算することとし、競争参加者に対し、
(1)のア及びイの事項を入札説明書等において周知すること。

2 契約締結日が令和5年2月28日以前の工事について

契約締結日が令和5年2月28日以前の工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 令和5年3月1日において工期の始期が到来していないもの
受注者に対し、特例措置通知第2(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。
- (2) 令和5年3月1日において工期の始期が到来しているもの
受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3 特例措置通知第2(1)に基づく具体的な対応について

(1) 特例措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

(3) その他

「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行について」（

平成30年9月21日付け30農振第1860号)に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、特例措置通知に基づく請負代金変更の協議の請求がなされた場合においては、変更前の契約書に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこと。